

社会福祉法人名北福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名北福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び定款21条の規定に基づき役員（理事及び監事）・評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会・評議員会・評議員選任解任委員会に出席した場合及び監事が監査を実施した場合の費用弁償は1回につき2,000円とする。

(退任謝礼金)

第4条 役員が退任するときには、下記のように謝礼金を支払うものとする。

(1) 評議員・理事・監事について、10年以上役員をした者については、10万円

(退任謝礼金の支払い方法)

第5条 現金にて支払う。

(改廃)

第6条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成28年12月1日一部改訂
3. この規定は、令和3年6月1日一部改訂